

横浜市資産指令第1008号
平成28年4月1日

許可番号 第05600000618号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県尼崎市東海岸町1番地の4

氏名 浜田化学 株式会社
代表取締役 岡野 嘉市 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

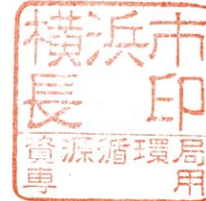
横浜市 市長 林 文子

許可の年月日

平成28年3月1日

許可の有効年月日

平成33年2月28日



1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類

(1) 収集・運搬（積替え及び保管を除く）

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上10種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年3月1日 新規許可

平成28年3月1日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。